

## 外部機関との共同研究に関する事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、外部機関との共同研究に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、神奈川県企業庁（以下「企業庁」という。）が実施する外部機関との共同研究について、必要な事項を定めるものとする。

### (募集方法)

第2条 要綱第3条第1項による公募は、神奈川県ホームページのうち企業庁が所管するページに募集要項を掲載することで行なうものとする。

2 前項の募集要項には研究内容、募集期間、応募方法、採否の基準その他必要な事項を記載する。

3 次に掲げる事項に該当するときは、特定の外部機関との協議により協定を締結することができる。

(1) 外部機関から提案型共同研究の提案があった場合

(2) 要綱第3条第1項の公募を行ったにも関わらず共同研究を実施する外部機関が決定しない場合

(3) 急施を要し公募する期間を確保できない場合

(4) その他神奈川県公営企業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める場合

### (共同研究の提案)

第3条 企業庁と共同研究をしようとする者は、共同研究提案書（提案書の様式は、テーマ設定型共同研究については募集要項を作成した所属、提案型共同研究については研究内容に係る事務を所掌する所属が定める）を総務室に提出する。

### (研究担当所属)

第4条 総務室は前条の共同研究提案書を受理したときは研究担当所属を指定する。研究担当所属は以下の基準により定めるものとする。

(1) テーマ設定型共同研究については募集要項を作成した所属

(2) 提案型共同研究については研究内容に係る事務を所掌する所属

### (共同研究の採否の審査及び決定)

第5条 審査会は要綱及びこの要領の定めに基づき審査を実施し、共同研究の採否を決定する。

2 審査会は共同研究の採否の決定を行った場合は、その結果を共同研究審査結果通知書（第1号様式）により提案者に通知する。

### (採否の基準)

第6条 研究担当所属は要綱第7条に定める基準のほか、共同研究の性質に応じて、研究内容や研究方法、費用負担等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を定めることができる。

2 要綱第7条（5）（6）の判断基準のひとつとして、外部機関が地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であることを確認するものとする。

(研究協定の締結等)

第7条 総務室が第5条第2項の共同研究採用通知書を発行したのち、研究担当所属は共同研究の内容、方法、知的財産権（考案・意匠・商標を含む）等について協議の上、相互の協定として締結する。

2 審査会等において企業庁が費用負担することが認められた共同研究については、原則として研究を開始しようとする年度の前年10月31日までに締結するものとする。ただし管理者が必要と認める場合はこの限りではない。

(研究会)

第8条 共同研究の実施に際して、研究の円滑な進行のために必要に応じて、関係所属及び外部機関をもって研究会を設置することができる。

2 研究会を設置する場合、その事務局は研究担当所属が担当する。

(共同研究の終了)

第9条 共同研究が終了した場合、研究担当所属と外部機関は報告書を作成し、研究結果を経営会議に報告する。

2 経営会議が研究結果を適当と認めた場合は、総務室は外部機関に対して共同研究終了通知書（第2号様式）を発行する。

(共同研究の中止)

第10条 研究担当所属は、共同研究を中止しようとするときは外部機関と協議を行い、協議が整った場合は共同研究を中止する。

2 共同研究を中止した場合、研究担当所属は速やかにその事実を管理者に報告する。

(研究計画の変更)

第11条 研究担当所属は、共同研究を変更しようとするときは外部機関と協議を行い、協議が整った場合は研究計画を変更する。

2 研究計画を変更した場合、研究担当所属は速やかにその事実を管理者に報告する。

(事務の取扱い)

第12条 審査会の庶務は総務室が処理する。なお、臨時の委員として学識経験者を参画させる場合研究担当所属が人選を行う。

2 前項を除く共同研究に関する事務は、特にこの要領に定めがあるものを除き、原則として研究担当所属が処理する。

(疑義等の決定)

第13条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1

(参考様式)

年 月 日

(事業者) 様

〇〇〇〇〇〇

### 共同研究審査結果通知書

年 月 日付けで提出のあった共同研究提案書について審査した結果、次のとおりでしたので通知します。

(提案書を採用する場合)

提案書を採用いたしました。

\* 今後の協定締結手続きについて、別途ご連絡いたします。

(提案書を採用しない場合)

提案書は採用されませんでした。

問い合わせ先

様式 2

(参考様式)

年 月 日

(事業者) 様

○○○○○○

### 共同研究終了通知書

年 月 日付けで提出のあった共同研究の結果報告について確認した結果、適正と認めましたので、共同研究の終了を通知します。

（問い合わせ先）